

## 別記 1

- 1 農地に係わるものにあつては10分の5、農業用施設に係わるものにあつては10分の6.5の比率とする。ただし、令和4年1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。）に限り、その災害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧の事業費（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。次項において「暫定措置法施行令」という。）第3条の規定により農林水産大臣が決定する事業費とする。以下この項において「事業費」という。）のうち、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。）が、この区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数（以下この項において「被害者総数」という。）に8万円を乗じた額を超える場合において、農地に係わるものにあつては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について10分の8（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については10分の9）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき10分の5の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率、農業用施設に係るものにあつては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について10分の9（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については10分の10）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき10分の6.5の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率とする。
- 2 令和4年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた地域（暫定措置法施行令第5条の3第2項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が告示する市町村の区域とする。）内において令和4年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、当該3年間の災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害が令和4年1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき暫定措置法第3条第4項の規定による指定がなされたものとみなして、前項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た率とする。ただし、この項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前項の規定により算出した同項の規定による補助の率が、この項の規定を適用して前項の規定により算出した同項の規定による補助の率を超える場合は、適用しない。
- 3 激甚災害を受けた地域（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「特別財政援助法施行令」という。）第14条第2項の規定により農林水産大臣が告示する区域とする。）における当該激甚災害に係る農地又は農業用施設の災害復旧事業費に対する補助の比率は、第1項の規定による額に、当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による率により算定して得た額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち、市町村ごとに、特別財政援助法施行令第15条第1項に定める額に相当する部分の額を特別財政援助法施行令第16条第1号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分により、農地又は農業用施設について、当該各号に定める比率により算出して得た額の合計額を加えた額を当該災害復旧に係るそれぞれの事業費の総額で除して得た率とする。この場合において、特別財政援助法施行令第15条及び第16条の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。
  - (1) 特別財政援助法施行令第16条第1号イに規定する額については、10分の7
  - (2) 特別財政援助法施行令第16条第1号ロに規定する額については、10分の8
  - (3) 特別財政援助法施行令第16条第1号ハに規定する額については、10分の9